

公益社団法人鹿児島県鍼灸マッサージ師会  
役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人鹿児島県鍼灸マッサージ師会（以下「この法人」という。）定款第25条の規定に基づき、役員報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料や雑費等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、非常勤役員に対して職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 この法人は、役員に対して賞与及び退職慰労金は支給しない。

(報酬の額)

第4条 非常勤役員には、定額報酬並びにこの法人の職務を遂行するとき、会議等（ただし、総会を除く。）及びこの法人の職務で出張したその都度の報酬を支給する。

2 定額報酬の額は、非常勤役員1人につき次の通りとする。

- |             |    |         |
|-------------|----|---------|
| (1) 会長      | 年額 | 50,000円 |
| (2) 副会長     | 年額 | 45,000円 |
| (3) 理事      | 年額 | 20,000円 |
| (4) 監事（会員外） | 年額 | 50,000円 |
| (5) 監事（会員）  | 年額 | 10,000円 |

3 その都度の報酬の額は、1日当たり別表により支給し、所要時間が半日程度の職務または5時間以内の会議については2分の1に相当する額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 前条第2項の定額報酬は全額を3月末に支給する。ただし、非常勤役員が辞任し、解任され又は死亡したときはその月までの分を月割り計算し、千円未満については切り上げて支給する。都度の報酬は、非常勤役員から請求があった場合に速やかに支給する。

(費用)

第6条 この法人は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、理事会の承認を得て、総会において決議するものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人の設立の登記日から施行する。

平成25年度定時社員総会（平成25年4月21日）において第2条の第2項、第3項を新設。第3条の第1項を一部改正。第4条を一部改正し第1項、第3項を新設。第5条を一部改正。別表を記載した。

平成28年度第5回理事会（平成29年3月12日）において第4条の代表理事・業務執行理事・社員の呼称をそれぞれ会長・副会長・会員に変更予定を決議。（平成29年度定時社員総会において代表理事・業務執行理事・社員の呼称変更が承認された場合に役員報酬等規程においても変更する）

(別表) 非常勤役員とその都度の報酬額（単位；円）

会議及び出張等	
県外	県内
12,000	10,000